

奈良県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五條吉野土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十五年十一月八日

奈良県知事 荒井正吾

就任役員の役名、氏名及び住所

理事 中嶋 彰治 五條市西吉野町奥谷一五

〃 上田 一実 〃 霊安寺町七八九